秦野市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正することについて

秦野市附属機関の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものと する。

平成28年6月6日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

空家等対策の推進に関することについて審議することを目的に市長の附属機 関として秦野市空家等対策審議会を設置するため、改正するものであります。 秦野市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

秦野市附属機関の設置等に関する条例(昭和33年秦野市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

同	秦野市空家等対	空家等対策の推進に関するこ	9名以内
	策審議会	と。	

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年秦 野市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中第75号を第76号とし、第74号の次に次の1号を加える。

(75) 秦野市空家等対策審議会の委員

第2条第1項中「前条第1号から第74号まで」を「前条第1号から第75号まで」に改め、同条第2項中「前条第75号」を「前条第76号」に 改める。

別表第1に次のように加える。

別表第1備考に次のように加える。

3 この表秦野市空家等対策審議会の委員の項の規定にかかわらず、秦 野市空家等対策審議会が市長の諮問に基づき、特定空家等(空家等対 策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第 2項に規定する特定空家等をいう。)に該当するか否かの判断に係る 案件を審議する場合における同審議会の委員の報酬額は、日額 13,000円とする。

別表第2区分の欄中「条例第1条第1号から第74号まで」を「条例第1

条第1号から第75号まで」に、「条例第1条第75号」を「条例第1条第76号」に改める。

議案第38号 秦野市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新				旧					
表(第2条関係)			別	表(第2条関係)			
附属機関の属 する執行機関	附属機関の 名称	担任する事項	委員数		附属機関の属 する執行機関	附属機関の 名称	担任する事項	委員数	
(略)					(略)				
同	秦野市空家 等対策審議 会	空家等対策の推進 に関すること。	9名以内						
附 則									
(施行期日) この条例は、 (秦野市非常勤 一部改正)		施行する。 報酬及び費用弁償に	関する条例の						
		報酬及び費用弁償に 0号)の一部を次の							
第1条中第7	5号を第76	号とし、第74号の	次に次の1号						

を加える。

(75) 秦野市空家等対策審議会の委員

第2条第1項中「前条第1号から第74号まで」を「前条第1号から第75号まで」に改め、同条第2項中「前条第75号」を「前条第76号」に改める。

別表第1に次のように加える。

秦野市空家等対策審議会の委員

日額 7,800円

別表第1備考に次のように加える。

3 この表秦野市空家等対策審議会の委員の項の規定にかかわらず、秦野市空家等対策審議会が市長の諮問に基づき、特定空家等(空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第2項に規定する特定空家等をいう。)に該当するか否かの判断に係る案件を審議する場合における同審議会の委員の報酬額は、日額13,000円とする。

別表第2区分の欄中「条例第1条第1号から第74号まで」 を「条例第1条第1号から第75号まで」に、「条例第1条第 75号」を「条例第1条第76号」に改める。

秦野市空家等対策審議会規則制定案要綱

1 秦野市空家等対策審議会の組織に関する事項について定めます。

- (1) 条例において上限を9名とした委員数について、実人数を9名とします。
- (2) 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するものとします。
 - ア 空家等対策について識見を有する者
 - イ その他市長が特に必要と認める者
- (3) 委員の任期は2年とし、再任することができるものとします。
- (4) 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- (5) 会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により定めるものとします。

2 秦野市空家等対策審議会の会議に関する事項について定めます。

- (1) 会長が議長となり、委員の過半数の出席により開くものとします。
- (2) 議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、 議長の決するところによるものとします。
- (3) 会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、 その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができるもの とします。
- (4) 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないものとし、その職を退いた後も、また、同様とします。